

「千葉県人権施策基本指針」改定（案）に関する意見と県の考え方

No.	ページ番号	項目名	意見の概要	県の考え方
1	7	第4章 第1節	分野別施策の推進 第一節に女性と記載されているが、男女平等という観点から男性も入れるべきではないか。男性全般を強者扱いするのはジェンダーバイアス(偏見)だと思います。	分野別施策については、これまでの人権課題に加え、新たに発生・顕在化している人権問題等を踏まえ、見直しを行っています。 「全ての県民の人権が尊重される千葉県の実現を目指して」を基本理念として、人権施策を推進していきます。
2	7	第4章 第1節	分野別施策の方向性の一覧を見ると、「女性、子ども」と続くが、千葉県の社会において、男性の人権問題は全くないのか？	分野別施策については、これまでの人権課題に加え、新たに発生・顕在化している人権問題等を踏まえ、見直しを行っています。 「全ての県民の人権が尊重される千葉県の実現を目指して」を基本理念として、人権施策を推進していきます。
3	18	第4章 第5節	被差別部落出身者の表記について 法務省ではこのような表記をしていません。	被差別部落出身者への偏見や差別の解消を推進する指針のため、分野名を「被差別部落出身者」としています。
4	19～20	第4章 第6節	今回の指針では、日本および日本人に対する侮辱行為は許されるのだとの誤解を避けるために、「日本人を含め特定の民族や国籍の人々」などといった文言に変更していただけると安心して暮らせます。 『外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対し理解を深め、これを尊重し、偏見や差別のない多文化共生社会の実現を目指します。』 上記の条文では、「日本人が一方的に外国人の文化等への理解を深め、これを尊重する」と読み取れ、全く公平ではありません。 『日本人、外国人双方の持つ文化、宗教、生活習慣等に対し、互いに理解を深め、これを尊重し』などの文言に変更していただけることを望みます。	「第6節 外国人 現状と課題」で、「多文化共生は重要な理念であり、お互いの人権、文化、生活習慣を理解し尊重するための意識啓発を図る必要があります。」としています。本分野では、「外国人」の人権に対し理解を深め、尊重していくための基本的な方向性を示しています。
5	21	第4章 第7節	性的マイノリティと女性の人権は一部で衝突を起こすことがあります。 トイレ、浴場、更衣室など、プライベートゾーンがあらわになる場所では、従来同様、身体的特徴に基づく区別を尊重していただきたいと思います。 一番問題になるのは、犯罪目的で女性用を使用したい者との区別がつかないことです。その場合、痴漢、レイプ、暴行、盗撮などの犠牲者がでることになります。また、トイレなど子供が一人で利用した場合、誘拐、殺害などの事件も起きています。 千葉県内でひとりの犠牲者も出さないために、女性への配慮をお願いします。心優しいトランスジェンダーの皆さんは理解していただけると嬉しいです。	自己の性別に関する認識を偽ることにより、女性を危険にさらすようなことは決して許されることはありません。 人権施策基本指針では、全ての人々が様々な違いを理解し、尊重し合うことで、偏見や差別がなく、誰もが安心して暮らしながらその人らしく活躍できる社会の実現を目指すこととしています。
6	21	第4章 第7節	性的マイノリティを振りかざして犯罪を犯す人に対してどうお考えですか？ 自認トランス女性が女子トイレに入り盗撮やいたずらをするなどです。 世間がLGBTなどと言い出してから自認トランス女性が余計に増えたと思います。 自認トランス女性が女子トイレや女湯に入ることはやめてください。 自認トランス女性は男子トイレ、男湯に入ればいいと思います。 女性ばかり配慮を強制され犯罪に脅かされるのは差別だと思います。	自己の性別に関する認識を偽ることにより、女性を危険にさらすようなことは決して許されることはありません。 人権施策基本指針では、全ての人々が様々な違いを理解し、尊重し合うことで、偏見や差別がなく、誰もが安心して暮らしながらその人らしく活躍できる社会の実現を目指すこととしています。

「千葉県人権施策基本指針」改定（案）に関する意見と県の考え方

No.	ページ番号	項目名	意見の概要	県の考え方
7	21	第4章 第7節 施策の方向性	マイノリティの部分でその人らしさに差別感を感じます。自分らしさの方が当事者を尊重していると思いました。	県では、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の下、誰もがその人らしく活躍している社会の実現を目指しています。
8	-	全般	国の人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）との整合性をもう少し出さなくてよいのかと思います。	千葉県人権施策基本指針は、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を参考にしつつ、本県の実情を踏まえながら、県政のあらゆる分野で取り組むべき各種人権施策を示すこととしています。
9	-	全般	こども大綱、こども基本法、こどもの権利条約、孤立対策、自殺対策、認知症施策推進大綱、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ、ビジネスと人権に関する行動計画などの整合が見えません。	千葉県人権施策基本指針は、本県の実情を踏まえながら、県政のあらゆる分野で取り組むべき各種人権施策を示すこととしています。